

## 第5章点検シート

## ○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。</li> <li>●ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。</li> <li>●親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。</li> </ul>	<p>ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、支援施策の基本的な考え方をまとめました。ひとり親家庭全体が対象となる施策を行うことを前提として、主に親と子の将来の自立に向けた支援を行うこととし、特に子どもに対しての支援を重点化することとします。具体的には、①通勤交通費助成制度②高校生等通学交通費助成制度③小・中学生を対象とした学習支援事業④ひとり親家庭等の医療費助成の所得制限の緩和を実施します。</p>	<p>ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな施策を含めた各施策を効果的に実施していきます。</p>
資金貸付を活用した就労支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。</li> </ul>	<p>ひとり親家庭等の貸付資金について窓口となる各区役所と連携を図りながら、制度の事前周知に努めたほか、適切に申請受付・審査を行い、資金が必要な人に速やかに貸付けを行いました。</p>	<p>貸付資金の申請者が2年間で約2.3倍増加しています。引き続き制度周知等に努めながら、申請受付等の事務について効率化に取り組んでいきます。</p>
家庭養護による自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。</li> </ul>	<p>説明会や研修会の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。</p>	<p>里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。</p>
生活保護受給世帯の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。</li> <li>●生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。</li> <li>●生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業について、新たに1か所拡充し、市内12か所で実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。</li> <li>●生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生に対し、市内13か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施します。</li> </ul>
生活保護による支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。</li> <li>●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施しました。</li> <li>●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施しました。</li> </ul>	<p>国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。</p>
住宅困窮者に対する市営住宅の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康で文化的な生活を営むに足る市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。</li> </ul>	<p>母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置実施してきました。また、子育て世帯の入居機会の拡大等を図るため、子育て世帯向けの募集区分を新設するとともに、この募集区分に定期借家制度を導入し、平成30年12月に募集を行いました。</p>	<p>市営住宅募集における優遇措置や定期借家制度を適切に運用します。</p>

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。	●「就学援助システム」を構築し、制度改正を実施しました。また、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施しました。●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)を着実に実施しました。大学奨学金については、制度の在り方について検討を行いました。	●「就学援助システム」を活用し、支給事務の効率化を図るとともに、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の継続実施をします。●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)について継続実施します。大学奨学金については、制度の在り方について継続して検討します。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	・個別支援活動に298人、集団支援活動に90人の参加があり、それぞれの活動を通じた個別の支援を実施しました。	年齢の近い大学生などとの触れ合いや小集団のレクリエーション活動を通じ、支援対象児童が、人間関係の醸成を図り内面的に成長し、自主性や社会性を伸ばす取り組みが求められます。
だ+B31:J34いJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにて、社会的経済的自立に向けた支援を実施し、事業の広報や関係機関との連携強化に努めた結果、新規相談申込者は1,325人を達成しました。また、市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等を行い、就職率は69.4%となりました	●生活困窮者自立支援法に基づく家計改善事業を新たに実施し、家計収支の均衡を図り、安定した自立生活が送れるよう支援します。また、関係機関との連携強化や出張相談の拡充により、多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	・ケース実数:新規160、繰越68、延べ228 ・支援実数:電話相談225、メール相談5、アウトリーチ750、当事者グループ240、家族グループ29、その他162 ・繋いだ件数:福祉サービス・医療8、就労準備・中間的就労10、就労11	・引き続き社会的ひきこもりへの支援を推進する。 ・民間委託に向け、委託化する機能と引き続き行政が担う機能の整理を行う。 ・社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態にある方とその家族からの相談体制の構築を行う。
地域における支援体制づくり	●地域の中で、親子が遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めた。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施する。
老人いこいの家との連携による多世代交流の促進	●こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●老人いこいの家との連携モデル事業を全てのこども文化センターで行い、また、今後の運営のあり方や多世代交流の促進についての考え方を仕様書に反映させた上で、令和元年度からの指定管理者を選定しました。	●引き続き、こども文化センターと老人いこいの家との連携強化等により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●学校の夏休み等の期間において、わくわくプラザの朝の開所時間延長に向けた試行的な取組を実施するなど、地域と連携を図りながら、放課後等に小学校が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学校が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
こども文化センターとの連携による多世代交流の促進	●こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業をいこいの家48館に拡大して実施しました。	平成31年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
民間保育所による子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。	引き続き、本取組の充実を推進します。
公立保育所による子育て支援の推進	●(仮称)保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●大島・大島乳児保育園の建替えとあわせて、(仮称)保育・子育て総合支援センターの開設に向けた工事を進めました。●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●(仮称)保育・子育て総合支援センターについては、公立保育園(センター園)の建替えとあわせて、各区1か所ずつ(計7か所)の整備を進めます。●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。	各学校が、学校・家庭・地域の連携を推進していく学校運営協議会や学校教育推進会議を開催し、信頼される学校づくりを推進しました。	多様な課題に対応するために、学校運営支援の協議を継続的・組織的に行える学校運営協議会の充実に努めます。
地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	「夢教育21推進事業」を市立学校全校で実施しました。	引き続き「夢教育21推進事業」の活用を図りながら、特色ある学校づくりを推進していきます。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につながられるよう支援します。	●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。 ●地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を市内17箇所で開催しました。	●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。 ●引き続き、地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を実施します。

第5章点検シート ○子どもの貧困対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域の団体との協働による、子ども達の学び体験をサポートする場である「地域の寺子屋」を、平成30年度末38か所から47か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。	●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。
青少年関係団体による青少年健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカーの提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担等の支援を行うとともに、各区で情報交換会を実施した。また、7月、11月の強調月間では、川崎フロンパークやJR川崎駅東口駅前広場においてキャンペーン活動を実施しました。	「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、「こども安全推進部会」を立ち上げ、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行った。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、引き続き検討を進めます。
学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。	相談業務として、電話相談（教育一般、子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談）や来所面接相談（溝口相談室、塚越相談室）を行い、気軽に相談できる体制を継続しました。また、市内6か所に設置しているゆうゆう広場（適応指導教室）内の活動を充実させ、児童生徒の支援の充実を図りました。	電話相談員、心理臨床相談員、家庭訪問相談員、ゆうゆう広場教育相談員の資質向上を図るため、連絡協議会のやり方を改善し、研修においては、事例検討を通して、講師から適切なアドバイスをいただくようにします。
児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実	●各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取組を進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。●各区要対協における個別支援会議を624回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待の未然防止などの推進のため、各区地域みまもり支援センターにおける予防的な個別支援の充実と、児童虐待防止センターにおける相談対応を進める必要があります。●また、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等との連携強化が必要です。

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	・市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施した。	身近な地域における、専門的な相談支援機関は、子育てに困難を抱えている家庭や発達に課題のある子どもにとって、重要な相談窓口である。
総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、平成30年度は、就職決定者数490人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、平成30年度は、進路決定者数229人となりました。	雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。
精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	各区役所保健福祉センター高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行った。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行った。	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っていく。
発達障害児・者支援体制の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。	発達相談支援センターの適正な運営と、関係機関との連携や情報共有、支援体制の整備に向けた会議体の開催しました。また、各種研修会を通じて人材の育成や市民への啓発活動に取り組みました。	増加傾向にある発達障害児者及び家族に対する支援の充実に向け、発達相談支援センターを中心に、引き続き施策を推進します。
療育相談・支援の充実	●地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。	南部地域療育センターの指定管理者制度の更新を適正に実施し、連絡会議などを通じて4か所の地域療育センターが質の高い相談、診療、評価、訓練等に取り組めるよう調整を図りました。	北部療育センターの指定管理者制度の更新を行うとともに、障害児が増加傾向にあることから、相談業務のあり方について検討が必要です。引き続き、適正な運営に取り組みながら、課題解決に向けた調整を図っていきます。
要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。●各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。	・年2回の要対協代表者会議を充実させつつ、地域におけるネットワーク強化を進めました。 ・「区と児相のあり方検討会」を設置し、7区と3児相の連携強化の方策について検討を行い、また、個別支援会議を624回開催しました。	・子供の貧困対策の推進のため、要対協関係団体間のネットワークを強化し、各区地域みまもり支援センターと3児童相談所の連携強化を図ることで、地域における支援ネットワークを強化する必要があります。
子ども・若者支援に関わるネットワークの強化	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方の検討に向け、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行った。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を引き続き検討します。

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
民生委員児童委員による見守りの推進	●民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。	◎「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正し、また、3回の随時の改選を通じて21名の委嘱を行った。(本市の世帯数の増加に伴い、充足率は86.9%)	「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果による活動の負担感についての分析や、欠員地区の原因分析に基づき、社会福祉協議会や町内会・自治会等との更なる連携及び新たな担い手への働きかけ等により、民生委員児童委員の充足に努めていく。
乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。●健診に引き続き要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施しました。 ●健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。	●異常の早期発見、早期治療のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、必要に応じて継続支援に繋げられるよう医療機関との連携を推進していきます。
出産・育児に関わる相談・支援体制の充実	●妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。	●母子健康手帳交付時において、全数面接し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面接を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進します。
待機児童対策の推進	●地域の保育需要にあった認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。	待機児童の解消に向けて、多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施しました。	今後のさらなる利用申請者数の増加を見込み、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童解消に向けた取組をより一層推進していきます。
保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応	●高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。	●民有地等活用、民間事業者活用、公立保育所民営化、既存保育所の定員増、川崎認定保育園の認可化、地域型保育事業による受入枠の確保及び自主整備により、保育受入枠の拡大を推進しました	●引き続き、保育ニーズへの適切な対応を図るため、様々な手法を活用した認可保育所の整備を推進し、受入枠を拡大します。
質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、質の高い保育サービスを提供しました。	引き続き、本取組の充実を推進します。
公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●民間保育所への支援強化をするとともに、市内保育関係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋がりました。また、保育所の園庭開放や各種を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
多様なニーズに即したサービスの提供	質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園：3園)また、市内幼稚園及び認定こども園29園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。	多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業(幼稚園型)の促進を図ります。

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
国と連携した子育て世帯への支援策の推進	●国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。	国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理やシステム改修等、事務処理方法等の検討を行いました。	適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
教職員に対する研修の充実	●子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。●子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。	・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、幼児教育に携わる保育園、幼稚園の先生と意見交流をしながら、一緒に子どもの育ちを考える研修を行いました。 ・教職員の専門職としての資質や力量の向上および創造性豊かな教育の推進を目的として、基礎的、実践的、先導的な研修の充実を図りました。	引き続き、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。教員の多忙化につながらないようにしながら、研修の質の転換を図る等、研修の見直しを行います。
「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達段階に応じて育てていくことを支援します。	・各学校の「キャリア在り方生き方教育」の支援のため、年間3回の担当者研修会や、学校訪問研修等を行いました。また高校生用キャリア在り方生き方ノート試作版を作成し、高校1年生に配布しました。 ・保護者向けリーフレットを作成し、家庭や地域における取組について啓発を図りました。	研修会等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、児童生徒の社会的自立に向け、必要となる力を育む教育活動の実践を支援します。学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートの作成・改善・配布を継続します。また、保護者用啓発リーフレットを作成し、家庭や地域での取組について理解を図ります。
習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	児童生徒の生活状況・学習状況の実態に応じて体制整備を進め、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を取り入れ、教育活動を進めました。 ・研究協力校6校において小中9年間を見据えた実践しました。	・小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実践に取り組んでいきます。 ・「きめ細やかな指導 実践編」等の冊子や映像教材作成とそれぞれを活用した効果的な取組を実施していきます。 ・学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級などを継続していきます。
健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	児童生徒の健康診断の実施や学校医等の配置を行うとともに、薬物乱用防止教室の開催等健康教育の充実に資する取組を実施しました。	継続した取組を行うことで、児童生徒の健康教育の充実を図ります。
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全・安心な学校給食の提供に向け、学校給食センターPFI事業のモニタリングや老朽機器の更新等を適切に実施するとともに、小・中学校間の連携強化等により小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進しました。	●引き続き安全・安心な学校給食の提供や体系的・計画的な食育を推進するとともに、教職員の負担軽減を図る取組として、給食費の公会計化の導入に向けた取組を進めていきます。
定時制生徒の自立支援の推進	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。	2校での実施を継続し、引き続き相談・支援体制の充実に取り組みます。

第5章点検シート  
○子どもの貧困対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実に図ります。	教育活動サポーターを小学校81校に計3,301回、中学校32校に計1,354回配置しました。	教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	児童生徒の医療的ケアの状況に応じてケアができるよう事業を拡充しました。また、特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能による小・中学校への支援を実施しました。また、特別支援教育研修の実施による専門性の向上に努めました。	特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能を充実させ、小中学校への支援力を高めていくよう努めます。また、国の動向を見据えた通級指導教室の運営改善について引き続き検討していきます。特別支援教育研修を整理し、より効果的、効率的な実施を図ります。
児童生徒への専門的な相談体制の充実	●相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実に図ります。●各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。	スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーの質的向上を図るため、連絡協議会、研修会、事例検討会を計画的に開催しました。また、スクールカウンセラー自ら、緊急な案件や対応時には、随時、スーパーバイザーに相談できる	スクールカウンセラーの重要性と活用方法を、校長会、教頭会、生徒指導連絡協議会、児童支援コーディネーター研修会、養護部会に指導主事を派遣し、各学校に認知してもらうように広報します。また、スクールカウンセラーや児童支援コーディネーターの資質向上に向けた研修について見直ししていきます。
不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会の確保を推進します。	ゆうゆう広場内活動を見直し、通級する児童生徒への支援の充実に図りました。また、ICTを利用した支援や経済的支援を行うことで、活動への参加や支援相談につながるよう努めました。市内50カ所の施設等にポスターを掲示し、夜間学級の周知に取り組んだ。夜間学級への入学・編入学について、西中原中学校と教育委員会が連携して希望者の相談、協議・検討を行い、入学希望者のニーズに対応できるように取り組みました。	ゆうゆう広場保護者会、学校関係者連絡会議等の充実に図ると共に、学校や関係諸機関との連携を密にし、学校復帰、社会的な自立に向けた支援に努めます。夜間学級の周知を広く行うとともに、入学希望者のニーズに対応できるように、西中原中学校と教育委員会が連携をし、入学・編入学相談の充実に努め、教育の機会の確保を図っていきます。

第5章点検シート ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めた。	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めた。	●引き続き、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施する。
子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。●区内で自主的に活動している子育てグループ(フリースペースやサロン)や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育ての支援の連携・拡充を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図った。●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援した。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行う。
子育てグループ等への各種支援及び連携★	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。●区内で自主的に活動している子育て支援グループ(フリースペースやサロン)や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育て支援の連携・拡充を図ります。	・地域において親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む地域子育て自主グループ団体に対して活動費を補助し、乳幼児の健全育成及び地域における育児力の向上を図った。 ・子育て支援グループ等、支援者向けの実技・講座の学習会を開催する等、地域で子育てを支える人達の人材育成を図った。 ・子育て支援グループ等の活動周知について、様々な媒体を活用した広報を実施した。	・保護者間で協力し合いながら、地域で乳幼児の健全育成活動を行う子育て自主グループに対して、引き続き、川崎市地域子育て自主グループ支援事業補助金を交付し、活動を支援することで、育児を行う親の孤立化を防ぐとともに、乳幼児の心身の健全な育成、地域での子育て力の向上を図る。 ・地域の子育て支援者に対し、多様な保護者・児童への関わり方など、子育て支援に関するグループ・ボランティアの知識の向上を図る。 ・子育て支援グループ等が継続的に活動が行えるよう、引き続き広報支援を行っていくことが必要である。

第5章点検シート  
 ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
<p>育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応</p>	<p>●子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。</p>	<p>・こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図った。          ・子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施した。          ・子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図った。</p>	<p>・人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化などにより、育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援が求められている。          ・引き続き地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していく必要がある。</p>
<p>地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援</p>	<p>●区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。</p>	<p>・各区地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関わる様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めた。          ・関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開した。</p>	<p>各区地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に向けた取組が必要である。</p>
<p>地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援</p>	<p>●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。</p>	<p>●区内で活動している子育てサロンやグループの情報を区役所内掲示板に掲示したり、子育て講座参加者等にチラシを配布し、参加を促しました。また、区内子育てサロン等への職員派遣や支援者向け研修を実施し、スキルアップと円滑な運営支援を行いました。</p>	<p>●区内子育てサロンや子育てグループ等への支援体制を強化し、専門職の派遣の実施と併せて(仮称)保育・子育て総合支援センターの支援・研修スペースを活用して、地域の子育て支援の充実を進めます。</p>
<p>地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援</p>	<p>●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。</p>	<p>・各区地域みまもり支援センターや区役所内関係課とともに、各区内の子育て支援に関する現状や課題を更に調査し、収集した子育て支援機関等の活動場所、活動内容を様々な媒体を活用して情報提供をした。また、把握した課題を地域とともに解決できるよう、情報を地図等にして子育て中の区民の参加促進、子育て支援グループの活動支援を行った。          ・区内で活動する子育てグループ等の活動サポートを行い、子どもの保育や遊びの提供などを行い、グループ活動の支援を行った。</p>	<p>・子育て支援機関等の活動の活性化のために、より詳細な活動内容を区民に示して一層の参加を促す必要がある。          ・子育てグループ等の活動の支援強化のため、ボランティア等の育成を図る必要がある。</p>

第5章点検シート ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	●地域みまもり支援センター内での会議の他、子どもに関わる市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。	●地域みまもり支援センター他、関係各所とのネットワークを通じ情報の収集、エリア特性やニーズを考慮した媒体の活用を実施し、的確な情報提供をします。
地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	・収集、作成した情報を子育て情報誌やホームページなどに掲載するとともに、情報コーナー、区区内窓口及び関係機関等に広く配布するなど情報提供を行った。	・関係機関等から多くのチラシ、パンフレット等が送付されてくるため、情報コーナー等で効果的に配架する必要がある。また、ホームページを見やすく利用しやすいものにする必要がある。 ・子育てアプリ等多様な媒体を活用し、より利便性の高い情報提供サービスの展開を検討していく。
母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面接を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面接を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。	●引き続き妊婦健康診査の重要性や助成制度について母子健康手帳交付時に案内するとともに、リーフレット等を活用した周知を実施していきます。
乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型に加え新たに来所型(日帰り型)を実施しました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。	●引き続き産後ケア事業を実施することにより、退院から産後4か月までの母子の心身のケアや育児支援を行うことで、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図ります。
母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	●母子健康手帳の掲載内容の充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。

第5章点検シート ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施しました。	●引き続き医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産後の相談支援を推進します。
妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●地域みまもり支援センター等において両親学級(プレパパ・プレママ教室)を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室や市助産師会による日曜開催の両親学級を実施しました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。
小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性的問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。
民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実を努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。●オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政主体の啓発活動として、JR南武線の窓上に啓発ポスターの掲出、成人の日を祝うつどいパンフレットへの啓発記事掲載、式典会場での啓発物品の配布を行った。</li> <li>・11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、子育て支援者、関係機関と協働し、区民祭、区役所の子育てフェスタへの来場者での啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行った。</li> <li>・児童虐待防止普及啓発として、小学生のチームを対象とした「オレンジリボン・ファミリーカップ」(フットサル大会)を開催し、24チーム、約500人の児童、コーチ及び保護者の参加があった。</li> <li>・10月に開催されたオレンジリボンたすきリレーにおいて、児童養護施設などと協力して普及啓発活動を行った。</li> </ul>	子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討が必要である。
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊婦への支援体制の充実を図ります。

第5章点検シート  
 ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
乳児家庭全戸訪問事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問)を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き生後4か月までの乳児のいる家庭に対しより早期に関わりをもつことで地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。</li> </ul>
乳幼児健康診査受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。</li> </ul>
乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。</li> </ul>
乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の課題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。</li> </ul>
支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し的確にフォローする体制を充実します。●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。</li> <li>●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。</li> </ul>

第5章点検シート

○児童家庭支援・児童虐待対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
<p>要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化</p>	<p>●医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。</p>	<p>・各区のこども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援活動団体や関係機関と行政間で、各々の役割や機能の情報共有及び連携を深め、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる地域の仕組みづくりを行った。                      ・関係所管課との庁内会議の開催により、情報共有及び連携強化を図り、支援を必要とする家庭の早期発見・対応につながる仕組の調整を行った。                      ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の連携調整部会における、ケース支援の進行管理、情報共有、支援方針の確認などが機能的に実施できるようにしていくため、支援の方向性を共有して円滑な支援が実施できた。</p>	<p>・核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育てで家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。今後も各区地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取り組む必要がある。                      ・虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化が必要である。</p>
<p>川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進</p>	<p>●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、医療機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。</p>	<p>・川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)は、全体会を2回、幹事会を2回開催し、市内医療機関の連携強化を進めた。また、児童虐待に関する医療関係者の理解を深める目的で講演会を1回開催した。</p>	<p>・川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)において、構成機関病院で共通して活用できるハンドブック等をさらに普及させるとともに、調整担当者部会の活動を通じて、児童相談所等との円滑な業務執行を推進できる体制を構築する。</p>
<p>川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用</p>	<p>●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。</p>	<p>・「川崎市児童虐待対応ハンドブック(第3版)」を作成し、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めた。</p>	<p>・虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化が必要である。</p>

第5章点検シート  
 ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
<p>要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認</p>	<p>●個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。</p>	<p>・連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、事務局を各区地域みまもり支援センター地域支援担当サポート担当が担っており、各区で活発な検討が行われた。ケース進行管理台帳等資料をもとに全数確認は年3回実施するとともに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月の会議にて確認を行った。        全市連携調整部会開催回数 合計 回        全数確認 回 検討合計 件。        ・個別支援会議を624回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議した。        ・平成28年度から、各区要保護児童対策地域協議会において、学識者等によるスーパーバイズを活用している。</p>	<p>・各区でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施する必要がある。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていく必要がある。        ・教育委員会学校・地域連携担当との連携を強化するとともに、必要に応じて区実務者会議連携調整部会の会議運営の充実を図る必要がある。        ・児相と区をつなぐ「児童相談システム」を構築し導入し、区実務者会議連携調整部会の効率的な運用を実現する。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実</p>	<p>●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。</p>	<p>●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。</p>	<p>●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じ、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。</p>
<p>こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催</p>	<p>●こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。</p>	<p>●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。</p>	<p>●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。</p>

第5章点検シート

○児童家庭支援・児童虐待対策の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
<p>全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有</p>	<p>●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。</p>	<p>・代表者会議(年2回) 要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「居住実態が把握できない児童の調査」の報告や課題の検討、研修会を実施した。 ・各区実務者会議代表者部会(年2～5回) 地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施した。 ・各区実務者会議連携調整部会(毎月) 区関係職員及び児童相談所によりケース進行管理(ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業)を行った。特に各区の学校・地域連携担当も連携調整部会に毎回参加し、円滑な情報共有が図られた。 ・個別支援会議 地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別会議を計624回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス(情報交換、支援方針確認、役割分担)を行った。</p>	<p>・要保護児童対策地域協議会について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、教育委員会学校・地域連携担当との連携をさらに強化する必要がある。 ・社会保障審議会児童部会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について『第13次報告書』」においても0歳児の死亡事例が依然として多いことや、妊娠期からの関与がある事例などを参考に本市における対策の充実を図る。 ・学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図る。 ・今後も引き続き実施される予定である「居住実態が把握できない児童調査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用していく。</p>
<p>各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談援助の適切な実施</p>	<p>●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。●市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。</p>	<p>・区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応した。 ・日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行った。 ・児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の元にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行った。</p>	<p>・児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図る。 ・各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化が必要である。</p>
<p>地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施</p>	<p>●地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。</p>	<p>・各区地域みまもり支援センターで行う定期的なケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議では、配置された多職種専門職の専門性やスキル、経験等を活かした検討と総合的なアセスメントを実施し、組織的判断に基づく支援を行った。 ・児童相談所の所内会議に各区地域みまもり支援センターの専門職が参加し、児童相談所との連携強化及びアセスメント力の強化を図った。</p>	<p>・会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要である。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていくことも必要である。 ・各区地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていく。</p>

第5章点検シート ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
専門職機能の強化・実効的な多職種協働を 実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	・支援スキルの向上を目的として、区保健福祉センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施した。 ・児童相談所所内会議に各区地域みまもり支援センター職員が参加し、効果的な支援が行われるよう技術向上を図った。 ・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修に、区役所の社会福祉職などの専門職員が参加した。 ・児童相談所新任研修に区役所の社会福祉職などの専門職員が参加した。	地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要がある。また、児童相談所及び区地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへ参加を推進することが重要である。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職、心理職、保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。	・社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組んだ。また、保育士のキャリアシートの作成に向けた検討を行った。 ・新任研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図った。 ・職員間での育成面談を継続して行い、指導者及び受講者双方で切磋琢磨し成長する人材育成を推進した。	・キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行う必要がある。 ・行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施する必要がある。 ・地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施する必要がある。
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。	・保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、昨年度から引き続き人材育成記録を作成した。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用した。	個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用されることが必要である。
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。	・各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となった。 ・代表者会議においては、各区要保護児童対策地域協議会の取組を報告し、各区における協議会の参考とすることができた。	・全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていく必要がある。 ・実務者会議においても、区特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していく。 ・各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていく。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	・市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施した。	身近な地域における、専門的な相談支援期間は、支援を必要とする子どもや家庭にとり必要な相談支援の窓口である。

第5章点検シート ○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
子育て短期支援事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行います。	・市内4か所の児童養護施設、2か所の乳児院において、3,514件のショートステイ事業を実施した。	地域における育児不安の高まりや、保護者の精神疾患などによる家庭の育児力低下を背景に、子どもを預かるショートステイ事業の必要性は高い。
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど、普及啓発や制度説明に関する取組を推進しました。	里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。(里親登録数平成29年度133世帯平成33年度145世帯以上)	ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(平成30年度末の里親登録数 156世帯)	里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	・11月の児童虐待防止推進月間を中心に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施した。 ・児童虐待対応ハンドブックを配布・活用した。	・より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討する必要がある。 ・児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させていく。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	・年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、「顔」の見える関係を築き、支援のネットワークを円滑に機能させた。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有した。	年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行う。
地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行った。また、4か月ごとに動きのないケースについても重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行った	・地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討する必要がある。 ・平成28年度から導入したスーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図る。

第5章点検シート

○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
<p>こども文化センターと老人いこいの家の連携</p>	<p>●こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。</p>	<p>多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業をいこいの家48館に拡大して実施しました。</p>	<p>平成31年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。</p>
<p>こども文化センター・わくわくプラザ職員の資質の向上</p>	<p>●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。</p>	<p>●こども文化センター及びわくわくプラザ職員等を対象に、特別な配慮を要する児童への対応や中高生への対応など計18テーマを研修内容として実施(受講者延べ2,315人)するとともに、利用児童の状況に応じて地域みまもり支援センター等との関係機関と連携を行いました。</p>	<p>●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等との関係機関との連携を図ります。</p>
<p>地域の寺子屋事業の推進</p>	<p>●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。</p>	<p>●地域の団体との協働による、子ども達の学び体験をサポートする場である「地域の寺子屋」を、平成30年度末38か所から47か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。</p>	<p>●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。</p>
<p>地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築</p>	<p>●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、検討を推進します。</p>	<p>●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけ、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場アリング等を実施し、現状把握を行った。</p>	<p>●家庭の中で居場所をみい出すことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、引き続き検討します。</p>
<p>青少年指導員等による取組の推進</p>	<p>●青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</p>	<p>各区の青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進しました。</p>	<p>青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</p>
<p>こども11番事業の推進</p>	<p>●こども11番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。</p>	<p>各小学校区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等の配布や、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の実施等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。</p>	<p>「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。</p>
<p>地域の教育力の向上</p>	<p>●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。</p>	<p>●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。</p>	<p>●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。</p>

第5章点検シート

○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
防犯灯のLED化の推進	●ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を促進します。	ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、310灯の防犯灯を新設しました。	引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、新規設置事業を継続し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。
防犯カメラの設置による防犯対策の推進	●川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。	地域の自主防犯団体を対象に、36台の防犯カメラ設置補助を実施しました。	地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助事業を継続し、地域の防犯対策を推進します。
公園内の安全な施設管理	●公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を促進します。	小田公園に施設管理用カメラを設置しました。	施設管理用カメラ設置の推進
防犯に対する意識向上と体制強化の推進	●安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。	川崎市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。	引き続き、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。
児童虐待の早期発見・未然防止の推進	●児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。	児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知した。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布した。	川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。
SOSへの気づきの推進と機関連携の充実	●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。	・平成28年改正児童福祉法を反映させた児童虐待対応ハンドブックを関係機関等に配布し、周知を図った。 ・平成28年度に引き続き、配布及び周知を図った。	SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。
児童虐待・非行・いじめ防止に関わる子どもや保護者等の意識啓発の推進	●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	・第3回オレンジリボン・ファミリーカップを12月に開催し、民間事業者の理事を務めている中村憲剛さんにも参加していただき、子ども達や保護者へ「いじめ・児童虐待防止」について意識啓発を図った。	子ども・若者の余暇活動や各種イベントを通じ、児童虐待・非行・いじめ防止について子どもや保護者等への意識啓発を図るとともに、子ども・若者同士の交流を通じたコミュニケーション能力の向上を図ります。
情報モラルに関わる啓発の推進	●情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報活用能力を育成します。	市PTA協議会や警察等関係団体と子どものネット問題について協議するとともに、保護者向けインターネットガイドを作成し、市立学校各保護者に配付する等、情報モラルに関わる啓発を行いました。	今後も子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていけるよう、情報モラルに関わる課題について関係団体と連携し、最新の情報を共有し、啓発を推進していきます。

第5章点検シート

○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進	●地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。	・区役所職員向けに、「精神疾患を有する保護者の実践的アセスメントと支援方針の決定」「児童家庭支援における包括的アセスメント」などの研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関向け研修を実施した。	「地域みまもり支援センター」内の各専門職が同一部署に配置された強みを活かし、多職種連携して情報共有及び組織的な対応を強化し、専門的・総合的な支援を推進します。
要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	・各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図った。	各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
地域の医療機関との連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。	・川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて定期的に会議を開催した。 ・地域の医療機関向けに講演会を開催し、児童虐待に対する理解を広げることができた。	緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の救急告示医療機関であり小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。
民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	・市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施した。	身近な地域における、専門的な相談支援機関は、育児不安を抱える家庭や不登校・非行・障害など、様々な課題を抱える子どもにとって、重要な相談窓口である。
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難を抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。	各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうかきめ細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。
健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進	●「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行いました。	各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが総合に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。